

令和5年度 バルツア・ゴーデル事業計画(理事会用)

看護療育部

【総括】

新型コロナウイルス感染拡大後、3年が経過しました。施設も昨年の12月にクラスターが発生し、1か月程度大変な状況となりましたが、多職種が連携して乗り越えることができ、バルツアのチームは少しずつ形になってきました。看護基準においても2階病棟10対1を取得して更なる看護療育の質の向上に繋げるための準備ができました。今年度は、教育的視点や経営的視点からも課題となることに向かい一つ一つ創り上げて行きたいと考えています。人材育成については、看護・保育・介護の実習の受け入れを積極的に行い、院内の教育体制を整え、根拠をもってケアを実施できるように努めたいと思います。またハード面として電子カルテの導入や必要なモニター機器類を整え、安全・安楽な看護・療育を目指したいと考えています。

【看護療育部目標】

- 1 利用者の尊厳を尊重した看護・療育の支援ができる
- 2 感染・医療安全管理を徹底し、安全で安楽な環境を整える
- 3 知識・技術を修得し、職員個々の質の向上に努める
- 4 施設の運営指針に沿った病棟運営ができる

リハビリテーション科

入所利用者のライフステージに焦点を当てた個別・集団リハビリテーションに取り組む計画をしている。利用者の生活リズムや人との関りを意識したリハビリテーションを通して、入所者の生活がより充実すること、ひとりひとりの個別性が高まるることを目的に、計画・実行していくことを考えている。集団リハビリテーションでは常勤セラピストが2人以上介入できる場合に実施し、部屋単位での介入とする。一階病棟での実施内容は各種感觉に働きかけること、日常生活動作に反映される内容を実施予定である。二階病棟Aチームではマット上での運動や遊びを実施予定である。Bチームでは喫茶店や芝生やベランダでの活動を実施予定である。

活動や参加に向けたリハビリテーション展開、外来リハビリテーションの拡大に向け、リハビリテーション物品が不足していることに対し、物品の購入を進めて充足を図る。

看護療育部に吸引指導をして頂き、リハビリテーション実施中の利用者のみ吸引可能となる予定である。

科内研修では常勤職員の技術向上を目的に触診を中心に進めていく、定期的にケーススタディを通して非常勤職員に指導していただきながら進めたいと考えている。

水治療法については、来年度は病棟活動としてのプール活動に参加させて頂き、再来年度にリハビリテーション科スタッフがより良い治療として水治療法を行えるようにしていく。具体的には、水治療法対象者の絞り込みや、一日の流れなどを把握、検討していく予定である。

栄養科

〈給食管理〉

○安定した厨房業務体制

厨房業務は、委託業務を継続している。新年度においても、委託業務先の責任者の交代や、新人栄養士の配置等が予定されており、まずは安全で安定的な食事提供を目指してもらえるよう連携をとっていきたい。委託会社側の対応については、感染症に対する様々な対応において責任者とのコミュニケーションを密にして体制を整えていきたい。

施設側の体制については、引き続き常勤管理栄養士1名の体制で業務を行っている。季節に合わせた行事食の工夫や厨房への適切な介入を行い、利用者様に最適な食事提供ができるよう考えていきたい。

○食事に対する課題

利用者様の年齢等に伴う身体的変化に対応し、実態に合わせた食事形態の構築が必要と考える。多職種との連携を図り、見直しを図っていきたい。また、経管栄養の利用者様に対しても引き続き食の楽しみを大切にし、胃瘻からの注入食の積極的な移行も病棟と連携しながら進めていきたい。

○安心・安全な食事の提供

- ① 厨房内の清掃業務等を明確化し、全従業員が内容を周知し、清潔を保つ。

- ② 栄養課は厨房と情報を共有し、食べやすさだけでなく食事としての内容(見た目、季節感等)にも配慮した食事の提供に努める。

○地域支援など社会的需要に応えられるための体制整備

感染対策等の兼ね合いもあり、外部との取り組みがなかなか実施できていないのが現状ではあるが、外来患者への食事指導等の依頼については対応を行っている。新年度についても、積極的に食事指導の依頼については対応していきたい。また、食事形態等に関する相談が受けられる体制を整えていきたい。また、奈良養護学校において、食に関する体験を含めた連携などなどについても継続して実施できるようにしていきたい。

地域支援

昨年度、児童相談支援を開始。

利用実績は無いため。利用者を増やしていく働きかけが必要となる。

利用の対象については重症心身障害児へと絞っていく。

医療的ケアの必要な方への支援を広げ、福祉、医療、教育と分野を横断した繋がりや関係性をより一層強化していく。利用実績の目標としては3名の新規利用者獲得を目指していきたい。

また、入所サービス、療養介護サービスの利用についての相談については各課と協働し、スムーズな入退所調整を行っていく。

短期入所利用については空床との兼ね合いを見ながら、新規の利用が増えるように働きかけていく。

薬局

1. 調剤業務

- ・書類整理整頓を含む環境整備に努める
- ・薬品在庫場所表作成と更新業務を含めた医薬品整理整頓をする
- ・電子カルテ導入に向けて作業手順を見直し、安全性と業務効率との向上をはかる

2. 予薬カートのセット

- ・2人体制で行い、ダブルチェックをする

3. 在庫管理

- ・採用薬の医薬品リストを作成・更新し、医局と病棟に配置する
- ・発注(発注リストは、薬価記載のある明細をプリントアウト→発注額を常に意識する)
- ・救急カード配置薬と(散剤予製を含む)病棟ストック薬の使用期限を定期的に確認する
- ・使用期限が近くなってきた薬剤を事前に医師に伝える
- ・不良在庫となることが多い薬剤に関しては、必要時購入への切り替えや後発医薬品への切り替えなど改善案を医師に相談する
- ・期限切れ及びデッドストック資料を作成し、発注単位や量を見直し、廃棄量を減らせるよう努力する
- ・棚卸し(3月末)を行う→在庫額を集計する
- ・発売から5年以上経ち、副作用情報があつまっている後発医薬品の使用を推進する
- ・卸売業各会社の担当者から出荷調整医薬品の情報収集、交渉して必要量安定供給を得る

4. 病棟業務

- ・看護師と連携し、(散剤予製を含む)病棟ストック薬の品目と量を見直し、決定する
- ・薬剤情報を提供する
- ・医薬品の説明会をおこなう
- ・ショート利用者様の持参薬の管理とカートへのセットをおこなう

5. 他業種連携

- ・採用薬や救急カード品目の見直しを医師と話し合う
- ・毎月、感染サーベイランスを作成する
- ・NST(栄養サポートチーム)へ薬剤情報を提供する
- ・個別支援カンファレンスへ薬に関する情報を提供

6. 院外勉強会や講習会へ参加し、薬剤師としての専門知識のレベルアップに努める

令和6年度事業計画書

特別養護老人ホームサール・ナート

1. 基本方針

今年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことに伴い、ご入居者様の日常生活をコロナ禍以前のように1日でも早く取り戻すことが一番の課題である。

しかしながら、決してコロナウイルス感染症が無くなつたわけでもなく、まだまだ気を抜ける状況ではないのも現実であるので、今まで以上に感染対応にも力を入れていく。

今年度は、ご入居者様が、安心して安全に生活をしていただけるように取り組んでいく。

経営面においては、特養の重度化により、入院者増・退去者増により、稼働率の低下が大きなマイナス要素であり、この部分をどう対応していくかが、今年度の課題である。

また、物価の高騰、人件費の上昇により、経営面においては、今まで以上に大変苦しい状況になると予測される。今年度も出来るだけ無駄な支出を抑えながら、事業全体の稼働率を上げ増収に努めて行く。

2. 事業目標

I 特別養護老人ホーム サール・ナートの重点（目標）課題

新型コロナウイルスが5類に移行したが、施設における感染対策は変わりなく昨年度は経過した。感染対策の変更はなくとも、直接的な面会を実施するといった昨年度と違う対応は実施しており、コロナ禍に比べると直接関わる部分は緩和している形を取っている。この流れを継続して、必要な感染対策を講じながら令和6年度は更に利用者様に直接関わる部分を緩和していくこととし、利用者様、家族様が安心して過ごせるよう計画する。

(1) 利用者様のケアの質の向上

- ① 利用者様、家族様と対面での担当者会議の開催を行い、ケアの報告、方針の明確化を図り、連携強化をすることで質の向上に繋げる。
- ② コロナ禍前のようにフロアにて面会を実施。事前予約は無しで家族様の検温、マスク、手指消毒の徹底を行い感染予防に努め、利用者様との過ごす時間を設けていく。
- ③ 訪問歯科、集団リハビリ、音楽療法といった活動を再開し、利用者様の健康増進を図る。

(2) 職員の知識・技術の向上を図り利用者様のケアの質の向上に繋げる。

外部研修の参加、内部研修を通じて、特に認知症の方の理解を深める項目、接し方における接遇面、看取りケアにおける知識を深め利用者様の ケアの向上を図る。

(3) 地域機関との連携を図る

- ① 5類に移行したが、新型コロナウイルスの影響から、民生委員や地域の病院や事業所との関係が希薄になっている。地域の実情を把握する機会が減っているため、訪問に伺い連携を図ることとする。
- ② 地域へ訪問するにあたり、施設の特徴を知ってもらうよう広報誌や ホームページを用いて伝達していく。

<栄養課>

① 栄養ケアマネジメントの取り組み

入所者様の重度化に伴い、食事摂取量が低下している方や嚥下困難な方が増えつつあるので、褥瘡、食事量、体重減少に伴う低栄養のケアを多職種と連携し、個々に見合った適切な栄養管理をし、生活の場での支援をします。

② 給食管理の取り組み

献立は、季節感が有り、変化に富んだ喜んで楽しんでもらえる食事サービスを目指し、月ごとの給食会議で内容を振り返り、ニーズにあった食事サービスにしていきます。又、各食品の値上げに伴う食品の精査を行い、質を落とさず食事提供出来る様取り組んでいきます。

引き続き、コロナ感染者には柔軟に対応し、出来る限りの行事食を実施し、利用者様のQOLの向上を目指します。

<診療所>

昨年度より、管理医師、産業医ともに新しい医師となり、今年度においても昨年以上に医療的ケアの充実を図っていく。

特養ご入居者様の高齢化・重度化が進み、年々医療的ケアを必要とされる方が多くなってきており、管理医師を中心としてご入居者様・ご家族様が安心して生活していただけるように取り組んでいく。

また、コロナウイルス感染症が、5類に移行したとは言え、当施設や近隣施設でもまだまだクラスターが発生しているのが現状であり感染予防対策にも引き続き取り組んでいく。

(1) 感染予防対策の徹底

(2) 看護師業務全体を見直し、業務の効率化、業務改善を図っていく。

II 短期入所生活介護（ショートステイ）の重点（目標）課題

コロナウイルスが5類へと移行されたことにより、コロナ感染が発生していても報道すらされなくなり、世の中の大半の方々が感染に対する意識が低下している。しかしながら水面下では、高齢者施設・病院等においてはクラスターが発生しており、今年度においても昨年度と引き続き感染予防対策を徹底し、ご利用者様が安全にそして安心してサービスを使いいただけるように取り組んでいく。

(1) 感染予防対策を徹底し、安全で安心してご利用していただけるサービス提供に努める。

(2) 年間稼働率95%を目標とする

III. 通所介護（デイサービスセンター）の 重点(目標) 課題

1. 基本方針

ご利用者様一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生活を維持していくように心身機能の維持向上を行うように援助していく。また、社会的孤立の解消するためにも生活にメリハリをつけて楽しみを持ってデイサービスに来所し一人ひとりのニーズに合わせた援助を行っていく。

2. 今年度の重点事業目標

(1) 自立支援と在宅生活の維持の援助

在宅生活を維持していくようにデイサービス内でADL向上するプログラムを提供していく。ご利用者様およびご家族様の意向を確認・状況把握に努めてケアプランに基づいて適正な通所介護計画を作成する。一人一人に合わせた対応ができるように通所介護計画を定期的に更新していくように努める。すべてのご利用者様がよりよい在宅生活を送れるように支援する。

(2) サービスの質の向上

ご利用者様のニーズを知る為にも、細やかなコミュニケーションをご利用者様・ご家族様とともに努めていき質の高いケアを行う。また、介護にあたるご家族様の身体的・精神的負担を軽減できるように努めていく。

認知症ケアの充実ができるようにご利用者様の対応の共有を図り統一した支援を行うように努める。

職員の質の向上の為にも、認知症研修や入浴研修・感染症の研修等必要な研修を実施していく。

(3) 運営の安定

ご利用者様が継続してデイサービスを利用できるようにご利用者様・ご家族様との関りを深めて信頼関係を築いて援助していく。また、新規ご利用者様を増やすためにも地域の事業所と連携していく。

デイサービスの様子が分かるように毎月デイサービスの新聞（ハッピーデイ）を継続して作成し地域に配布する。

デイサービス・ショートステイ・特養と連携して運営の安定化を図っていく。

(4) リスク管理

職員の気づきを大切にして事故を最小限にできるようにリスク内容を共有し事故防止を図り安全なサービスを行うように努める。

また、送迎時の事故を防止するためにもご利用者様の状態把握や送迎時の危険個所の共

有を図り安全で安心して送迎できるように努めていく。また、車両の安全管理を定期的に行う。

感染症に対して感染予防対策を今後も継続して行い安心してデイサービスに通える環境を作る。

3.稼働率目標

稼働率 55%（平均 16 名）以上を目標に営業活動を行う。

4.年間行事予定

4月：お花見	10月：運動会
5月：喫茶	11月：焼き芋
6月：買い物	12月：クリスマス会
7月：夏祭り（全体）	1月：初詣
8月：夏祭り	2月：節分
9月：敬老会	3月：春祭り

IV. ケアプランセンターの重点(目標)課題

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、介護を必要とする高齢者は今後ますます増える事が予想される。ご利用者が可能な限り住み慣れた自宅で生活を送ることができるように心身の状況や置かれている環境などさまざまなニーズを把握し、特定のサービスや事業者に偏ることがないよう、公正かつ誠実に業務を行います。

【目標】

(1) 安定した事業運営

- ①ケアプラン作成数は1人月平均30件とする。
- ②加算要件を満たした場合はもれなく加算を取得する。
- ③地域包括支援センターや関係機関との連携を密にして新規利用者を獲得する。
- ④依頼があった認定調査は可能な限り対応する。

(2) 居宅介護支援事業所の質の向上

- ① 多様化・複雑化する課題に対応するため地域包括支援センター主催の研修・連絡会に参加し知識を深める。
- ② 介護支援専門員実務研修における見学実習の研修生の受け入れを行う。
- ③ 相談援助において大切な信頼関係を築く為にも、基本的なマナーを守り、日々の細やかな対応、話し方や聴き方等の技術をみがく。

(3) 各部署や関係機関との連携の強化

- ①各部署と情報を共有し施設併設居宅の強みを生かした支援を行う。
- ②地域包括支援センターや関係機関と連携し困難ケースにも対応する。

(4) 地域貢献活動

- ①介護保険サービスの利用に至らない相談事にも親切丁寧に対応し地域の身近な相談窓口としての役割を担う。
- ②福祉用具（車いす・ポータブルトイレ・歩行器・杖等）を地域の方を対象に無料一時貸出しを行う。

地域密着型介護老人福祉施設 サール・ナートかたの 令 6 年 度 事 業 計 画

地域密着型特養

1) 特養入所の安定した稼働

入所申込が減っている、入院者がいる中で安定した稼働を目指すには、加算要件である要介護4・5や認知症自立度Ⅲa以上の重度な申込者だけでなく、早期入所できる方へ速やかなアクションを行う。またショートステイ希望者に対しても空床を活用することで居室の安定した稼働を目指す

2) 人材確保・定着・育成

確保：確保が難しい状況が続く中、求職情報を定期的に更新し職員紹介制度や支度金制度を活用した採用を目指す。また長期間の職員不足や急な確保が必要な場合は派遣等を活用する。

定着：多職種が意見交換し専門性を發揮することで、チームケアから精神的に支え合う体制を作ると共に、有給休暇でリフレッシュや休息の確保を行い長く定着できるよう努める。

育成：各ユニットで企画した内部研修で課題解決や職員育成に繋げチームワークの向上を図る。また社協主催の研修やユニットリーダー研修等の外部の研修も計画し育成を図る。

3) 介護の取り組み

①季節感のある環境づくり

ユニットの設えや行事について季節感のある内容で計画・実施していく

②生活の質の向上を図る

行事や支援をご家族様と一緒にする機会を作ることでご利用者様の生活の質向上を目指す

③多職種との協働

それぞれの専門性を基に個別ケアをチームで実践する為、日頃の支援や会議等で多職種理解を深める

4) 栄養課の取り組み

①栄養ケアマネジメントの取組

入所者様の重度化に伴い食事摂取量が低下している方や嚥下困難な方が増えつつあるので褥瘡や食事量、体重減少に伴う低栄養のケアを多職種と連携し個々に見合った適切な栄養管理をする。

②給食管理の取組

献立は季節感があり変化に富んで楽しみを持てるよう毎月の会議で振り返り、ニーズにあった食事サービスを目指します。各食品の値上げに対しては食品の精査を行い、質を落とさず提供できるよう努める。また引き続きコロナ等感染者への柔軟な対応や行事食の実施で生活の質の向上を目指す。

5) 医務の取り組み

①健康管理：必要な検査や処置、観察記録、治療プランに基づいた支援で健康管理に務める

②感染症への取組：流行把握と予防措置を行い、対策を構築し蔓延防止に努める

③チームケア：医務内の情報共有を行い、多職種との意見交換をする機会も作りチームケアを実践する

④コスト意識：医療機器の丁寧な使用とメンテナンス 衛生材料のコストダウンに努める

6) 地域との連携

運営推進会議で交流の継続やサービスの評価、課題把握を引き続き行う。また中止していた介護相談員やボランティアの受入を行い地域との繋がり作りを実践する

短期入所生活介護

① 年間稼働率 90%を目指す

SS の依頼について緊急や単発のニーズにも柔軟に対応できるよう入院等による特養の空床を活用する。また特養の安定した稼働にも繋がるようロング SS の依頼も積極的に行う。空室が出来た時には居宅介護支援事業所へ速やかに案内できるよう日頃から居宅ケアマネジャーとの繋がりを作る

② 様々なニーズに応える環境整備

在宅 CM や各サービス提供者から必要な医療情報・ケア情報を収集・整理し受け入れに備える。また多様なニーズに応え在宅ケアを継続できるよう必要物品を購入し環境を整え受け入れる

③ 質の向上

様々な個別支援の内容や依頼について柔軟に対応するため多職種で協働すると共に、知識・技術の向上を図ることで求められるサービス提供ができるよう努める

地域密着型通所介護

1) 年間稼働率 80%目標

通所介護・総合事業のニーズに対し、受入体制・支援方法・プログラムの強化を図り目標達成を目指す
① 通所介護では「認知症ケア」「中重度ケア」「家族の負担軽減」の本質的柱の構築
② 総合事業では「心身機能の維持・改善」「社会的孤立の解消」を組んだプログラム構築
③ 職員研修の強化で、介護力を上げて支援実績の幅を広げる

2) 地域との繋がり作り

利用者家族・民生委員・地域包括との繋がりを持てる機会の場へ積極的に参加する
地域関係者や高齢者介護従事者との協力関係を持ち、関わり合える仕組みを作る

3) 家族支援・ケアマネジャー・多職種との連携

家族・ケアマネジャーへの定期的な報告と密な連携により「集まる仕組み」の構築に加えて、利用者本人に係る多職種との関りを積極的に持ち、より広く連携を図ることで更に良いサービス提供を目指す
在宅生活での介護技術・不安や悩みを出し合える「家族会」を実施し、ケア方法の実践報告などを含め相談環境を作る

4) 自立支援の取り組み

「自己選択」「自己決定」「自己管理」の柱を据えながら支援・評価体制や実施プログラムで差別化を図りブランド化する
総合事業対象に対しては「自己選択→決定→管理」を個人で管理できる体制を作り、身体機能の維持・改善を打ち立てる

5) 認知症ケア・中重度ケア・家族の負担軽減への環境設定

一人ひとりの身体・環境状態に合せて、寄り添えるケアの提供環境とチーム構築
「認知症ケア」「中重度ケア」「家族の負担軽減」の本質的な機能を確立 柱を作る
加算・学習療法・階層療法などの専門プログラムを取り入れ、表面的な事だけでなく実施内容や具体的成果も示し差別化を図る

令和6年度 事業計画書

枚方市地域包括支援センター サール・ナート

今年はひらかた高齢者保健福祉計画第9期（令和6年度～8年度）策定年度であり、来年にはいよいよ団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を迎える。ここまで第8期計画のもと、コロナ禍という負の影響は受けたが、事業計画は随時見直しながら段階的に目標達成できた。

その他の現状としては、昨年度も総合相談件数が年間累積件数の最高値を更新し、複雑化・複合化する相談内容にも、他機関はもとより所内のチームワークを発揮し対応している。また、介護予防支援計画作成（介護報酬）の件数はコロナ5類移行への影響なのか1.5割増加見込みだが、令和6年度については介護保険報酬改定の影響で令和5年度の総件数から1割程度の減数になると予測している。ただし、センター運営の業務負担軽減になる割合ではないと考えている。

第9期では今後の更なる人口構造の変化（生産年齢の減少等）と社会全体で人材不足が深刻化することへの対策に重点がおかれている。センターにおいてもこの期間の人材不足は懸念があるため、健全な運営の維持を第一目標に計画立案する。

そして、これからも個別サービスのコーディネートや地域の方々の支援ニーズに対しては、真摯な対応に努めるとともに、地域の方々から頼られるセンターであり続けるため、次世代の人材育成と確保にも努めていく。

< 令和6年度事業所目標 >

- 1) 職員体制を維持する
- 2) 第5圏域の地域包括ケアシステムの推進（新たなネットワーク構築）
- 3) 権利擁護（認知症）・介護予防・包括的継続的支援に資する事業の実施

< 事業計画 >

- 1、第2層協議体事務局対応（4小学校区）による地域課題抽出・整理、活動支援
- 2、地域ケア会議開催による地域課題抽出と政策提言
- 3、多職種連携研究会とその事務局会議及び他業種との連携事業の開催
- 4、地域づくり会議開催（重層的支援体制整備に資するネットワーク構築）
- 5、医介連携に関する事業（待合室懇談会1回）、6圏域と合同で市立ひらかた病院と勉強会1回
- 6、介護保険事業所との連携及びケアマネジャー支援事業
居宅介護支援事業所連絡会6回、介護保険事業所連絡会1回、5圏域居宅介護支援特定事業所2か所の主任ケアマネジャーと共に事業2回、枚方市ケアマネジャー連絡協議会5圏域コンダクターとの共催事業1回

- 7、社会資源機能強化事業（オレンジカフェ、高齢者居場所、自治会や老人会の活動支援、地域サロン出張相談、公式LINE配信）
- 8、認知症に関する事業（予防啓発、認知症ステップアップ講座開催、認知症地域支援推進員活動）の実施
- 9、権利擁護（消費者被害、成年後見制度、虐待）に関する事業（地域向け講座開催や関係機関と連携強化活動）の実施
- 10、介護予防普及啓発事業
 - 1) 枚方市からの委託受注事業
 - ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務：ハイリスクアプローチ及びポピュレーションアプローチ
 - ・元気はつらつ健康づくり事業
 - ・「ひらかた夢かなえるエクササイズ」の普及啓発事業関連（新規、継続要請あれば）
 - ・高齢者おでかけ推進事業に係るポイント付与事務
 - 2) センター独自介護予防事業
 - ・センター横でのひらかた元気くらわんか体操（水曜体操）
 - ・地域課題に即した介護予防出前講座
 - ・虚弱者の把握と介護予防アプローチ
- 11、指定介護予防支援計画及び介護予防ケアマネジメント。ケアマネジメントの直接担当件数と居宅介護支援事業所への委託件数との比率を6対4程度の割合とし、令和6年度介護保険報酬改定影響に備える。
- 12、次世代職員の人材育成及び人材確保の求人（広報や活動）。

< 自己研鑽、人材育成、資格更新と取得に関する研修等受講予定 >

- 1、外部研修の受講について
包括職員経験値に応じた内容の外部研修を検索し、隨時受講
- 2、主任介護支援専門員の資格更新に関わる研修受講（1名）
- 3、センター内での職員研修

令和6年度 あいづ保育園事業計画書

事業種類 社会福祉法人バルツア事業会 あいづ保育園の運営
法人所在地 奈良県奈良市鹿野園町 1000 番 1
施設所在地 奈良県奈良市八条 2 丁目 91 番地

保育理念

子どもの最善の利益を尊重し心身の健やかな育ちを支え
また子どもを育てる環境づくりにと努めます。

保育目標

- ☆ 身体を鍛えて元気な子
- ☆ 心のやさしい明るい子ども
- ☆ 自分で考え頑張る子ども
- ☆ ごあいさつがきちんとできる子ども

園児数・職員配置数

クラス	いちご	もも	ばら	きく	すみれ	ふじ	一時保育
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	1~5
園児数(4月)	6	24	24	27	27	27	10
園児数(3月)	18	24	24	27	27	27	915
保育士数 【4月時点】	2	4	4	2	1	2	1

※ 主任 1人 延長 2人 一時 1人 障害児 2人

分園園児数

・1歳児 6名 2歳児 8名 (4月当初) 保育士数 正規職員 2名 非常勤職員 2名

保育士計画

採用・新規採用者 1名

保育士 1名 (正規採用 1名 (新規卒業者 1名、既卒者 0名))

常勤保育士 0名 (新規卒業者)

職員数・園長 1名、副園長 1名、主任 1名、正規職員 14名 (※)

・非常勤職員 保育士 5名 (※)、

・保育士短時間職員 10名含む (※)

・事務員 1名

研修計画

- ・ 奈良県・奈良市主催の研修会に参加予定（対面・リモート研修）
- ・ 全国保育士会・全国保育協議会・全国私立保育園連盟その他主催の研修会に参加予定（対面・リモート研修）
- ・ 県外研修参加予定 全国私立保育園連盟全国大会
- ・ 職員が奈良県保育士会会員として、各研修会に参加
- ・ 奈良市民間保育園園長会、奈良市保育園園長会に園長が参加
- ・ 園内研修 各研修会の園内伝達研修
- ・ 音楽、マーチングについての研修
- ・ 保育士キャリアアップ研修（対面・リモート研修）

行事計画

- ・ 入園式、卒園式
- ・ 毎月のお誕生日会
- ・ 春の遠足
- ・ 保育参観 ※
- ・ 移動動物園 ※
- ・ お泊り保育（夕涼み会） ※
- ・ 夏祭り（サマーフェスタ）※
- ・ 運動会
- ・ 秋の遠足
- ・ 作品展
- ・ クリスマス会
- ・ 生活学習発表会
- ・ 個人懇談（年2回）
- ・ 内科検診（年2回）、眼科検診・耳鼻科検診・歯科検診・検尿（年1回）
- ・ お別れ会
- ・ お別れ遠足
- ・ お相撲交流会 ※

※ 変更有

施設運営の強化

- ・ 次年度につながる保育とクラスづくり
- ・ 次年度につながる指導計画の作成とその実施
- ・ 全体的な計画・食育計画・保健計画を基づき保育を行う
- ・ 長期・短期保育指導計画に基づき、目標に向けて努力をする
- ・ 音楽・マーチング教室導入（5歳）
- ・ 和太鼓の導入（5歳）
- ・ 体育教室の導入（3.4.5歳）
- ・ 英会話教室の導入（3.4.5歳）
- ・ 毎月、園便り、クラス便り、ほけん便り、食育だよりを作成し、各家庭に配布
- ・ 苦情処理委員を保護者に周知させるために玄関に提示する
- ・ ホームページやコドモンを導入し保護者との連携を図る。また子どもの様子を伝える
- ・ 子育て支援として園庭開放、親子教室の開催
- ・ 遊具点検、園庭整備を行い、安全面の強化を図っていく
- ・

給食・保健衛生

- ・ 食育年間計画カリキュラム、保健年間計画に基づいて、献立の作成と調理を実施していく
- ・ アレルギーのある園児に対応するため、除去食・代替食を提供する
- ・ 調理室の衛生管理はチェックリストと共に事故が無い様に徹底管理を図る
- ・ 調理、調乳担当者への細菌検査を毎月実施する（調理担当者は6～10月は月2回の実施とする）
- ・ 調理担当職員が現場へ出向き、保育の現場を体験、指導の補助を行う。また計画的に保育室へ出向き、子どもたちとふれ合う機会を持つ（お餅つき等）
- ・ 保護者に毎日の給食を展示し、子どもとのコミュニケーションの機会を持つ
- ・ 大量調理の効率化・省力化と安定化のため、スチームコンベクションの積極的に導入に伴う
- ・ 内科、歯科については全園児対象、眼科、耳鼻科、検尿については3.4.5歳児が対象で検診を行う

※内科は2回

- ・ 必要な園児には医師の処方による薬を投薬依頼書に基づき、投薬を受け付ける
- ・ 新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の発生予防のため、手洗い、うがいの励行

※スーパーパー一次亜水の導入を行い、感染症の対応とする

※園消毒にはアルコール濃度75%を用いて園消毒

- ・特別献立
 - ① お楽しみ給食（子どもたちでメニューを考える）
 - ② 行事献立
 - ③ バイキング（お誕生日会）
 - ④ 野菜栽培し収穫したものを提供

安全対策（事故防止・点検活動等）

- ・火災、震災、不審者への対応は、マニュアルにしたがって行う
(火災訓練・消化訓練については月1回必ず行う)
- ・消防士立ち合いのもとで年に1回避難訓練・消火訓練を行う
- ・消防士立ち合いのもと防災訓練を行う（R6年度6月頃の予定）
- ・夜間、休日の安全管理：不審者進入時は園長・副園長・に自動警報装置で知らせる
- ・コドモン・ホームページを利用して、台風はじめ緊急・災害時の情報を提供する
- ・園外保育は安全に留意し、マニュアルに基づき実施する

施設・設備の整備計画

- ・分園・・・修繕や物品購入あり（R6年度予算にて対応予定）
- ・本園・・・（R5年度予算にて対応予定）

障害児保育

- ・保育の中で保育士が気付き、また保護者より園児の発達等々で相談があった場合、その問題がどこにあるのかを整理し、必要に応じて奈良市発達センターと連携して対応する。発達検査等、専門病院の受診については奈良市保健所の保健師、発達心理士と連携をとつて行うものとする。

※奈良市が指定する専門病院として、奈良県総合リハビリテーションセンター・東大寺福祉療育病院、奈良県総合医療センター、つくだクリニック等

- ・前述の支援を行い、結果「特別児童扶養手当」支給対象及びそれに準ずる状態であると判断された場合、障害児保育として加配を行う
※計画的に加配保育士を配置するものとする

家族支援

- ・ 虐待、育児放棄はじめ園児の環境に悪い影響があると考えられる場合は、行政と連携をはかり子どもを守る
- ・ 保護者の悩み（不安）など抱えていることがあれば、時間をとり面談を行う
また、状況により行政へと繋げていく

教室（外部講師）等々

- ・ 英会話
- ・ 体育教室
- ・ マーチング教室

あいづ保育園菜園

- ・ 3・4・5歳児で野菜の苗植えを行い、育てることや収穫の喜びを味わう
また収穫後は保育園給食メニューとして提供される

あいづ保育園広報

- ・ コドモンやホームページを用いて園の様子を写真にて掲載
- ・ 保育園での様子を写真に撮り貼り出す
- ・ ホワイトボードに一日の様子や、連絡事項を記入する
- ・ 感染症等の様子をコドモンにて知らせる

【令和6年度 事業計画書】

會津生駒保育園

1. 基本方針

- 子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの状況や発達過程を踏まえ、一人ひとりのかけがえのない命と個性を大切にし、様々な遊びや生活体験を通して、心も身体も元気に生きる力の基礎を育てる。
- 保護者からの多様化する保育ニーズに対応しながら、子どもの健全な発達を保証するため、園内外の研修を重ねて職員の資質向上を図り、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして、きめ細かな保育を提供する。
- 地域の子育て支援を推進していくため、特に需要が年々増えている一時預かり事業の充実を重点的に行う。園庭開放、親子教室、地域子育て支援拠点事業への取り組みの充実を図る。
- 国のガイドラインに沿った事故防止・健康安全対策及び災害対策を強化し、子どもの命を守るためにより安心・安全な環境作りに全職員で取り組む。
 - ・遊具等安全点検の実施（月1回）
 - ・衛生推進者による職場巡回（週1回）
- 職員の不安を軽減するために職場環境を整え、安心して働くようにする。
 - ・年3回の面談実施・有休休暇取得の促進・OJTの取り組み等

2. 児童数及び配置職員数

令和6年4月1日

クラス名	年齢	児童数	正規職員	非常勤保育士	派遣職員	保育補助職員
いちご組	0歳	9名	2名	1名		
もも組	1歳	14名	2名	1名		
ばら組	2歳	14名	1名	1名		
きく組	3歳	14名	1名			
すみれ組	4歳	14名	1名			
ふじ組	5歳	14名	1名			
パンダ組	一時	—	1名			1名
延長保育	—	—		2名		2名
乳幼児担当				2名		

3. 地域とのかかわり

○地域子育て支援拠点事業

地域に根ざした児童福祉の専門機関として、地域の子育て支援に積極的に貢献する。

*園庭開放（スマイル広場）

地域支援の一環として毎週月曜日に園庭開放を実施。地域の人達が園庭開放を通じて地域の輪を広げていけるよう引き続き支援をしていく。（園見学・一時保育の申請受付等にも対応）

*親子教室の開催（ベビーねんね・ベビーバンビ）

園に地域の親子を招いて各種製作やベビーマッサージ等を行い、交流を深めることを目的とする。

また、育児に関する相談も受け、子育ての悩みを軽減できるよう地域の保護者を支援する。

（希望者には身体測定・栄養相談の実施）

*つどいの広場（すくすく）

子育て中の親子が気軽に集い、手作りおもちゃをはじめとする玩具で遊んだり絵本を読んだり、

親子同士が交流できる場所を提供する。

*赤ちゃんの駅の利用推進

乳幼児を抱える保護者の方が外出した際、授乳またはオムツ替えなどで気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃんの駅」の利用推進を図っていく。

○その他の活動

- ・保育実習生や中学校職場体験の受入れを積極的に行う。
- ・学びの連続性を踏まえた、小学校との接続の充実を目指し、地域の保育園・幼稚園・小学校と連携を図る。（校区内小学校の参観・運動会の見学・校区内の公立保育園との交流を予定）
- ・運動会等の園の行事を通じ、卒園児との交流を大切にする。
- ・子どもたちの活動として福祉施設への訪問や地域行事への参加を目指す。

4. 事故、災害への危機管理

○各種訓練の充実

- ・児童福祉法最低基準に基づく月1回の避難・消火訓練の実施、合わせて地震・水害対応訓練を実施する。
- ・消防法に基づく消防訓練を年2回実施し、総合訓練については消防職員の指導の下、防災教室や水消火器による実践訓練を通じ訓練の充実を図る。
- ・外部からの不審者侵入の対応訓練を生駒市役所、生駒警察と連携して行う。
- ・市役所による園児向け交通安全講習を実施する。

○安全な保育環境の整備

- ・地震等の災害発生に備え、子どもたちの生命身体を守るために防災に関する備品を整備し定期的に点検・補充を行っていく。（防災頭巾・避難時誘導リング等の使用）
- ・事故報告、ハットヒヤリの分析により事故防止の課題を抽出しその対応を図る。
- ・全職員がAEDを正しく操作できることを目的にAEDの研修を定期的に実施する。

5. 苦情への対応策

- ・第三者委員、苦情解決窓口担当者、苦情解決責任者による苦情への対応を行う。
- ・ご意見箱の設置により投書による苦情受付や園に対する要望、意見を把握し保護者のニーズに対して速やかに対応できるよう努める。
- ・受付した苦情に対し、その内容及び対応を文書等により掲示し保護者に対し積極的に公開する。

令和6年度　会津若松市保育園事業計画書

1. 保育園の運営

- (1) 保育園の環境を生かし、戸外活動はもちろん室内遊びを工夫し身体を動かす保育を行い「心」「身体」の健やかな育ちを支える。職員の入れ替わりがある中、保育士一人一人が課題を持ち保育の専門職として自己の啓発に励み資質の向上を図る。また、近年縮小されていた職業体験の受け入れの再開や、地域の行事に参加するなどの活動についてもコロナ禍前に戻しつつ、活気あふれる保育園になるよう努める。
- (2) 令和6年度の入所児童人数(令和6年3月1日現在)

利用人数	0歳児	3号	12人	3歳児	2号	24人
	1歳児	3号	23人	4歳児	2号	23人
	2歳児	3号	24人	5歳児	2号	22人

(3) 令和6年度職員体制

常勤職員	施設長	1人	主任保育士	1人	保育士	15人
非常勤職員	保育士	4人	保育補助	2人	事務員	1人(兼任)
	栄養士	1人(兼任)	※新卒採用者 1名			
業務委託	派遣保育士	2人	嘱託医(おおはし歯科・たかだこどもクリニック)			2人
	調理員(名阪食品株式会社)	5人	シルバー人材センター			4人

2. 保育を提供する日

開園日	月曜日から金曜日	休園日	日曜、祝祭日、12月29日から1月3日
開園時間	(平日)午前7時30分から午後7時30分	(土曜)午前7時30分から午後6時30分	

3. 特別保育事業

延長保育事業	標準時間認定	午後6時30分から午後7時30分		
	短時間認定	① 午前7時30分から 午前8時30分	② 午後4時30分から 午後6時30分	③ 午後6時30分から 午後7時30分
一時預かり事業	月曜～金曜日	午前8時30分から 午後4時30分	料金：1日3700円 半日2000円	延長：30分毎 200円課金
地域子育て拠点事業	毎週月・水・金	午前9時00分～午後2時00分		

○地域のニーズをとらえ、一時預かり事業・地域子育て拠点事業の利用者数増を目指す。

4. 保育士キャリアアップ研修の参加

○乳児保育	2人	○保健衛生・安全対策	2人	○食育・アレルギー	2人
○幼児保育	2人	○保護者・子育て支援	2人	※各15時間受講	
○障害児保育	2人	○マネジメント	2人		

※待遇改善加算II 加算対象職員数 A 専門リーダー：7人 B 分野別リーダー4人

○外部研修の参加を積極的に行う。

5. 保育の質の向上を図るための研修・勉強会の充実

○令和5年度に新卒職員を数名受け入れたことから定期的な研修や勉強会を行う。

○保育を振り返る時間を作り、一人一人が成長できるようきめ細やかな指導に努める。